

令和5年1月15日

北海道知事 鈴木直道 様  
日高振興局保健環境部長 佐久間信行 様  
日高振興局森林室長 高田伸哉 様  
環境省北海道地方環境事務所長 番匠克二 様  
えりも町長 大西正紀 様

えりも花ファンクラブ  
代表 駒井千恵子  
ナキウサギふぁんくらぶ  
代表 市川利美  
十勝自然保護協会  
共同代表 安藤御史  
佐藤与志松  
(一社) 北海道自然保護協会  
会長 在田 一則

#### 日高山脈襟裳国定公園の「豊似湖」周辺における自然環境保全に関する要望

日高山脈襟裳国定公園は、わが国有数の極めて貴重な自然からなり、現在、国立公園へ移行する手続きが進められております。国定公園の南部に位置する豊似湖周辺では貴重な自然が悪化している実態がありますので、自然環境保全にかかわる貴職に緊急の保全策を要望いたします。

##### 1. 豊似湖周辺の貴重な自然

豊似湖周辺は、国定公園の地種区分図によると、第2種特別地域に区分されていますが、この国定公園唯一と言われる自然湖（堰止湖、周囲約1km）を中心に、極めて貴重な自然が残されています。

駐車場（標高約240m）から豊似湖（標高約260m）までは、短距離（約200m）の歩道により湖の北端に達します。この北端は、東西の尾根から岩塊が崩落して沢を堰き止め、湖を形成させた場であり、岩塊堆積地となっております。ここは、隔離分布する高山植物リシリシノブ（国の準絶滅危惧NT）とエゾナキウサギ（国の準絶滅危惧NT、北海道の準絶滅危惧Nt）が生育・生息する場であり、おそらく風穴地と推測されます。低標高地の風穴地であるために、氷期の遺存種である希少な動植物が生き残ったと考えられます。

湖周辺の植生は、大半がミズナラ・シナノキ・トドマツなどからなる針広混交林に覆われ、低平な南岸にヤチダモ林が認められます。これらは北海道に普通な森林植生ですが、自然植生として残された点で大きな価値があります。

特筆すべきは、ベニバナヒョウタンボク（国の絶滅危惧 II 類 VU）・シラネアオイ・クリンソウ（道の絶滅危惧 II 類）・エゾオオサクラソウ（道の準絶滅危惧 Nt）のほか、コケ類は 100 種以上、キノコ類は 400 種（カバノアナタケ：国の準絶滅危惧 NT・シロタモギタケ・ツバヒラタケ：国の情報不足 DD を含む）が確認されています。これらの自然植生とともに、以下のように多様な動物が生息しています。

鳥類では、シマフクロウ（国の天然記念物、国の絶滅危惧 IA 類 CR、道の絶滅危惧 IA 類 Cr）が餌場として利用するほか、隣接する猿留川流域は数少ない貴重なシマフクロウ繁殖地でもあります。クマゲラ（国の天然記念物、国の絶滅危惧 II 類 VU、道の絶滅危惧 II 類 Vu）は湖畔で頻りに姿が見られ、オシドリ（樹洞利用、国の情報不足 DD、道の準絶滅危惧 Nt）やカワアイサ（樹洞も利用する）の繁殖も確認されています。

哺乳類ではエゾナキウサギ（国の準絶滅危惧 NT、道の準絶滅危惧 Nt）・エゾオコジョ（国の準絶滅危惧 NT、道：絶滅危惧 II 類 Vu）・エゾヒグマ・エゾタヌキ・エゾシカ・キタキツネ・エゾシマリス・コウモリ類（レッドリスト掲載種多数を含む）の生息も確認されています。特にこの地のエゾナキウサギ個体群は、高標高の高山帯と離れた低標高地に点在し、顕著な隔離分布を示す個体群の一つとして非常に貴重です。

湖内にはニホンザリガニ（えりも町指定天然記念物）・フクドジョウ・イトヨ・淡水カジカ類などが生息しています。ニホンザリガニは、東北の一部と北海道に分布しますが、北海道では特定外来種のウチダザリガニの分布拡大（人的要因含む）・競争的排他によって減少している状況があります。それに対して、豊似湖はニホンザリガニが安定して生息する数少ない自然湖沼であり、特に保護すべき重要な生息地であることから、えりも町は 2020 年に町文化財に指定し、保護に取り組んでいます。

2022 年 12 月 11 日、政府はニホンザリガニを第 2 種特定国内希少動植物種に指定することを閣議決定し、2023 年 1 月 11 日に施行されましたが、研究用、趣味での飼育、無償譲渡については規制がなく、今後もニホンザリガニは捕獲され、生息数が益々減少することが懸念されます。

周囲約 1km の小さな豊似湖の周辺に、絶滅危惧種を含む多種多様な生物が生息し、多様な生態系が維持されています。豊似湖とその周辺は、極めて特異的で貴重な自然環境であることは明らかです。

## 2. 豊似湖の自然環境を脅かす多くの行為

豊似湖とその周辺における外来種問題として、湖内にブラウントラウトが放流され、2005～2008 年には、北海道日高振興局とえりも町が捕獲調査をし、ニホンザリガニの捕食が確認されています。また、元来生息していないイワナ類も確認されている状況です。

2015 年には、ミシシッピーアカミミガメ（特定外来種）が放され生息が確認されています（捕獲済み）。

2020 年には、ニホンザリガニが大量に捕獲され、ネットオークションなどで販売されていることが明らかになり、えりも町は同年 11 月に町の文化財に指定し、保護に取り組んで

いますが、人的行為により元来生息していない、ニホンザリガニを捕食する生物の意図的導入の可能性は否定できません。

また、2022年6月アライグマ（特定外来種）が確認され、鳥類の卵・雛やニホンザリガニの捕食、他の哺乳類との競合など種々の悪影響が心配されます。えりも町によりアライグマの捕獲努力がなされているところです。

さらに、2022年10月には豊似湖駐車場において特定外来種であるウチダザリガニの死骸が発見され、豊似湖内へのウチダザリガニの意図的導入が危惧されています。えりも町では、継続的にザリガニ調査を実施しており、同年11月20日現在、ウチダザリガニは確認されていませんが、ニホンザリガニの捕食以外にもウチダザリガニにつくカビ類がニホンザリガニへ伝染し死亡する可能性も危惧されます。

次に、エゾナキウサギに対する以下の行為が非常に大きな脅威となっております。マナーが欠如したカメラマンがエゾナキウサギ撮影のために岩石を湖岸に積み、そのまま放置していることが確認されています。2022年10月2日には、大量の爆竹を鳴らす人がおり、それ以来、エゾナキウサギの出現や鳴き声をほぼ確認することができなくなりました（12月6日現在）。

この行為は、岩塊堆積地（ガレ場）を生息地とするエゾナキウサギに甚大な悪影響を及ぼしたと考えられます。これは、自然や野生生物に関する知識がない人の無知ゆえの悪質な行為で貴重な野生生物に重大な悪影響を及ぼしたといえます。

また、撮影に利用し墜落したドローン（無人飛行機）の放置が確認されています。日高振興局森林室では、そのホームページにおいて、道有林内において、ドローンの飛行を目的とする入林の際には、入林承認申請書とともに「無人航空機の飛行実施申出書」及び「飛行場所や経路を記載した図面」の提出を求めています。

また、北海道環境生活部はホームページで「北海道内の国定公園及び道立公園（以下、「公園」の区域内でのドローンの飛行や離着陸は、自然公園法及び道立自然公園条例における許可申請や届出が必要な行為ではありませんが、以下の点について留意してください。」とし、「1. 他の利用者や野生動植物への影響として、(1)自然景観及び野生生物への影響、(2)他の公園利用者への影響、について、ドローン飛行による影響について述べ、2. その他の(3)の地域ルール等において「地域によっては、ドローンの飛行等に関するルールを定めている場合がありますので、飛行等する区域の市町村に事前に確認してください」と記載しています。

しかしながら、上記の「無人航空機の飛行実施申出書」の提出、ホームページ上での注意喚起、市町村への事前確認を求めるだけでは、ドローン使用者の良心に頼るしかなく、豊似湖の野生生物などへの悪影響が懸念されます。

えりも町では、観光振興のためヘリコプター遊覧を実施してきた経緯がありますが、その野生生物・生物多様性への影響は未調査のままに経過しています。

このように豊似湖周辺の野生生物と自然環境、すなわち貴重な生物多様性は各種の人間の行為に脅かされ続けています。

### 3. 早急な保全策の要望

希少な動植物が生息・生育する豊似湖周辺は、その自然環境・生物多様性を最大限に保護・保全し、その価値を次の世代へ伝えていくべき地域です。自然公園法では、その目的として「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする」と記され、また国および地方公共団体等の責務として、「国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない」とあります。つまり、国立公園・国定公園等の自然公園では、優れた自然の風景地の保護、生物の多様性の確保とともに、その利用の増進を図ることも目的とされていますが、その利用は適正な利用（ワイズユース）であるべきとされています。そして適正な利用が図られるように国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者それぞれが努めるとともに相互に連携・協力することを求めています。

上記のように、豊似湖周辺においては、適正な自然の利用とは言えない状況にあります。豊似湖駐車場には来訪者向の入林届箱・豊似湖案内板（日高振興局森林室）、鳥獣保護区・外来魚放流禁止看板（日高振興局）、猿留山道案内図、ニホンザリガニ捕獲禁止看板（えりも町）が設置されていますが、自然環境を守り、野生生物への人為的悪影響を未然に防ぐには不十分であります。

豊似湖では野生生物と自然環境の回復が難しくなる前に利用規制を含めた対策が必要であると考えます。

そこで、豊似湖周辺が第2種特別地域であること、また、現在日高山脈襟裳国定公園が国立公園への移行が進められていることをかんがみ、以下を要望します。

#### （1）豊似湖周辺の自然保護と生物多様性保全を第一に考えた施策の実施

豊似湖周辺には狭い範囲に貴重で脆弱な動植物が生息・生育しており、生物多様性保全の上で重視すべき地域です。そのため、利用調整地区に値する、または、それ以上の厳しい規制があつてよい特殊な地域であると考えます。したがって、現行の仕組みの中でできる限りの保全対策とともに、将来的に可能な豊似湖周辺における生物多様性保全策をどのように講じられていくのか、道民・国民に対してわかりやすく説明していただけますよう要望します。

#### （2）適正な利用（ワイズユース）を取り入れた環境保全策の構築

豊似湖周辺の生物多様性の劣化を防止するため、日高山脈襟裳国定公園（今後は国立公園）を管理する行政（国・北海道・町）は、豊似湖周辺の自然について適正な利用（ワイズユース）を取り入れた実効性のある環境保全を迅速に講じられるよう切に要望します。そのためには、貴重な自然を持続できる保護保全策を第一とし、持続可能な利用、利用者数の管理、オーバーユースの未然防止、来訪者へのマナー喚起と指導などについて、専門家を交えた議論に基づく詳細な保全計画を構築し、実施することを要望いたします。

(3) 日高山脈襟裳国定公園（今後は国立公園）を管理する国、地方公共団体の連携について

以上について、日高山脈襟裳国定公園（今後は国立公園）を管理する国（環境省）、北海道およびえりも町は、相互に連携を図り協力して実行されるよう要望いたします。

ご回答は令和5年2月24日までに下記宛に文書にてお願いいたします。

回答送付先：058-0204 えりも町字本町242-11 えりも花ファンクラブ事務局

本要望書に関する問い合わせは、上記事務局またはえりも花ファンクラブ副代表 中岡利泰（090-5954-1574）までお願いいたします。